また、先進的な取組を行っている食品廃棄物等多量発生事業者であって定期報告の内容の公表に同意するものについて、その事業者名、発生原単位及び取組の一覧を国において公表することにより、食品関連事業者の積極的な取組・努力に対する消費者の理解の醸成を図るものとする。

さらに、地域における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量をより細かく把握し、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するために、食品廃棄物等多量発生事業者は国に食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量を都道府県別にも報告することとし、国はこれらを整理した上で公表するものとする。

国は、定期報告等の結果により、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の適確な実施を確保する必要があると認められるときは、食品関連事業者に対して指導、助言等を行うものとする。

ロ　フランチャイズチェーン等における取組

食品廃棄物等多量発生事業者が本部事業者として経営するフランチャイズチェーンについては、本部事業者に対し加盟者の取組を含めた定期報告が求められていることに鑑み、フランチャイズチェーン全体の取組が遅れている場合には、国は、当該本部事業者に対して指導及び助言を行い、必要に応じ勧告及び命令を行うものとする。

また、食品廃棄物等多量発生事業者に該当しないフランチャイズチェーン、ボランタリーチェーン等については、本部事業者が加盟者に食品循環資源の再生利用等の促進を要請すること、加盟者が本部事業者が実施する食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に協力すること等により、チェーン全体での取組が促進されるよう努めるものとする。

ハ　食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者の取組

食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者についても、判断基準省令に即した取組が求められているところであるが、これらは中小規模の食品関連事業者が多いことから、他の食品関連事業者と連携し、食品循環資源の収集運搬や再生利用等の委託先を共通にすることで収集運搬等の効率を高め、食品循環資源の再生利用等の費用の削減に努めることが有効であり、これらの食品関連事業者は、このような取組の検討が必要である。また、関係する地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等を促進する観点から、このような取組が地域の実情に応じて行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　発生抑制の推進

イ　発生抑制に関する目標

食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生原単位が判断基準省令第三条第二項の規定に基づき主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとし、また、同項の規定に基づき主務大臣が定める期間（目標期間）内に食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位を下回った場合であっても、引き続き、当該発生原単位を維持し、又は低減させるよう努めるものとする。基準発生原単位が設定されていない食品関連事業者においても、自主的な努力により発生原単位の減少に努めるものとする。

さらに、国は、食品ロスの発生状況をより実態に即して把握し、食品ロスの削減に係る取組の効果を数値化すること等により国民に対して幅広くその取組の実施を働きかけるよう努めるものとする。また、国は、食品廃棄物等の実態把握が不十分なため、現段階では基準発生原単位の設定が困難等と整理された業種について、食品廃棄物等のうち可食部及び不可食部の量的把握を行い、食品廃棄物等の発生抑制に関する目標の設定その他の食品廃棄物等の発生抑制の促進のための方策を検討するものとする。

ロ　官民を挙げた食品ロスの削減の促進

食品ロスは、食品流通段階における梱包資材の破損等による規格外品の発生、需要予測がずれることによる売れ残り、必要量以上の購入による家庭での廃棄等の様々な要因により発生する。また、食品小売業者への納品期限を製造日から賞味期限までの期間の三分の一に設定するといった商慣習や賞味期限を必要以上に短く設定するといった商慣習も食品ロスの発生の要因の一つとされるほか、家庭における賞味期限への理解不足、過度な鮮度志向等も要因として指摘されている。

このため、個々の食品関連事業者だけでは取り組むことが難しい商慣習の見直しも含めて効果的に食品ロスを削減するため、食品ロスの削減に関わる国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程（以下「フードチェーン」という。）全体で食品ロス削減国民運動を展開し、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）や食品表示法（平成二十五年法律第七十号）等の関係法令を遵守しつつ、食品ロスの削減に努めるものとする。

具体的には、次に掲げる者が中心となって、それぞれ次に定める取組を関係者と連携して実施するよう努めるものとする。

(1)　食品製造業者　賞味期限の延長及び年月表示化、食品原料のより無駄のない利用、消費実態に合わせた容量の適正化、鮮度保持等による製造工程及び輸送行程における食品ロスの削減等の取組

(2)　食品小売業者　食品ロスの削減に向けた消費者とのコミュニケーション、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等の取組

(3)　外食事業者　高齢者、女性等の消費実態に合わせたメニューの開発や提供する料理の量の調整、地方公共団体と連携した食べ切り運動の推進、消費者との食中毒等の食品事故が発生するリスク等に関する合意を前提とした食べ残した料理を持ち帰るための容器（ドギーバッグ）の導入等の取組

(4)　食品関連事業者　飲料及び製造日から賞味期限までの期間が百八十日以上の菓子その他の食品ロスの削減の余地が認められる食品についての納品期限の緩和、梱包資材の破損等により通常の販売が困難となった食品を食品関連事業者から引き取って福祉施設等に無償で提供する活動（フードバンク活動）の積極的な活用、自らの取組に関する情報を適切に提供することによる消費者の理解の促進等の取組

(5)　消費者　食品ロスの実態への認識の深化、賞味期限等への正しい理解、過度な鮮度志向の改善、量り売りの利用等の食品ロスの削減に資する購買行動、調理の工夫等による家庭での食品の食べ切り・使い切り、外食における適量な注文、食べ残しの削減等の取組

(6)　地方公共団体　地域における食品ロスの削減の取組を促進するための地域の住民や食品関連事業者に対する普及啓発等の取組

(7)　国　納品期限の緩和を始めフードチェーン全体で解決していくことが必要な商慣習の見直しに向けた取組の促進、食品ロスの削減に向けた普及啓発等の推進、地方公共団体が中心となった食品ロスの削減に向けた取組を促進するために必要な措置の実施等の取組

3　登録再生利用事業者の育成・確保と登録再生利用事業者による食品廃棄物等の適正な処理の促進

登録再生利用事業者は、平成二十六年度末時点で百七十六にまで増加し、食品循環資源の再生利用の円滑な実施に貢献してきたところであるが、登録再生利用事業者が存在せず、又は非常に少ない地域もあることから、国は、こうした地域を中心に再生利用事業者に対する登録再生利用事業者制度の普及啓発を行うものとする。